

## 対面式講習における新型コロナウイルス感染症への基本的感染対策について

令和5年5月8日

一般財団法人 電気工事技術講習センター  
全日本電気工事業工業組合連合会  
一般社団法人 日本電気協会

定期講習及び認定講習（以下「対面式講習」という。）における新型コロナウイルス感染症対策については、国の基本的対処方針等を受け、令和2年2月下旬以降、対面講習の実施について慎重に判断するとともに、手洗いや咳エチケットの徹底等の対策を講じてきた。

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は同日に廃止された。

これに伴い、感染対策は、政府として一律に求めることはなくなり、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」として政府が感染症法に基づき情報提供を行うこととされた。

また、位置づけ変更後の事業者の自主的な取組への支援として、感染対策を含めた基本的な感染対策の考え方を含めた各種情報が示されている。

### 【基本的な感染対策の考え方】

#### ○マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨。

#### ○手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効。

#### ○「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）。

また、基本的な感染対策の実施に当たっての考え方として、感染対策の見直しを行う場合は、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮するとされている。

以上を踏まえ、今後、対面式講習を実施するに当たっては、以下に基づいて実施していくこととする。

## 1. 会場設営と事前準備

会場の確保、会場の設営に当たっては、以下による対応を基本とし、受講者数を会場の収容定員の100%まで可能とするが、都道府県が独自に感染防止対策を講じている場合や会場の施設管理者が感染防止の取組を指示する場合等を考慮し、柔軟に対応することとする。

- (1) 会場選定に際し、機械換気又は窓やドアによって十分な換気ができることを確認し、換気ができないような会場については使用しない。換気の方法については、厚生労働省「新型コロナウイルス感染防止対策のための換気について」を参考にする。
- (2) 会場内の配席に当たっては、講師と受講者最前列との距離を2m以上とるとともに、長机使用の場合には2人掛けの席とするなど人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。
- (3) 接触感染を防止するため、他者と共有する物品や会場設備など、手が触れる場所等を特定し、適宜消毒を行う等の感染防止対策を講じるとともに、高頻度接触部位（出入口のドアノブ、トイレの蛇口、階段の手すり、エレベータのボタンなど）には特に注意して消毒等の感染防止対策を講じる。
- (4) 受講会場には、消毒用のアルコールを配備する。
- (5) 受講票には、「新型コロナウイルス感染症対策」及び「受講当日の注意事項」を明記する。（別添参照）
- (6)

## 2. 受講者の受付等

- (1) マスクを着用は、受講者の判断に委ねることとするが、マスクを着用しない場合は、他者との距離を保ち会話を控えるようお願いする。
- (2) 受付において工事士免状を預かる。  
講習終了時に修了証明用の「修了シール」を貼付し返却する事をあらかじめ伝える。
- (3) 受講者の本人確認は、受講前、あるいは受講中に、着席した状態で会場要員が巡回して行う。
- (4) 受付において、有症状が確認された場合は講習会場への入場をお断りするとともに、そうした措置をとることを会場の壁面等に張り出し周知する。
- (5) 入退場時、トイレ、休憩時等において人が密集しないよう出入り口を分ける等の措置により受講生の導線の確保に努める。

## 3. 講習実施中

- (1) 講義開始前に、会場責任者から受講者に以下の注意事項を伝える。
  - ① 受講会場での咳エチケットとして、咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って口や鼻を押さえるなどのほか、講義開始前、休憩時間には手洗い・手指消毒に心懸けること。
  - ② 休憩・食事時間、トイレ等の密集の回避。
- (2) 講習会場及び休憩スペースなどの換気を十分に行うよう配慮する。（機械換気が十分でないと考えられる場合には、こまめな換気（1時間に2回以上5～10分間程度、2方向の窓を開ける、若しくは、窓が一方方向しかない場合は、窓とドアを開ける）を行う。）
- (3) 可能な範囲で受講者の中に具合が悪くなったものがないか確認する。
- (4) 会場要員は、受講者の有症状を認めた場合には、退席を勧める。その場合、次の説明を行う。
  - ・今回未受講でも、1回に限り既に納付された受講料で振替えることができる。

- (5) 会場要員は、不適切な行為（大声を出すなど）を認めた受講者に対し、個別に注意等を行う。なお、会場要員の指示に従わなかった場合には、退席を促すとともに、その旨、講習センターに速やかに連絡する。

#### 4. 講師及び会場要員の取組

会場責任者は、講師及び会場要員に対し、受付時、講義中の巡視時等において、受講者と接触する機会があることの意識付けに努め、その対策として、以下の注意事項を講師へ伝えると共に、会場要員に対し、その励行を徹底してもらう。（会場責任者自身も留意すること。）

- (1) 受講会場では、原則としてマスクを着用するとともに、咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って口や鼻を押さえる。
- (2) 講義開始前、休憩時間には手洗い・手指消毒に心懸けること。なお、講師がマスクを着用することに伴って講義が聴きづらくなることが想定される場合には、マイク音量調節、座席の移動などの工夫をすること。
- (3) 講義途中に有症状を自覚した場合には、講義の途中であっても、無理をせずに退場すること。
- (4) (2)の工夫をしても講義が聴きづらい場合、あるいは講師の特別の事情によりマスク着用を希望しない場合は、講義の開始前に受講者にマスクを外してよいか確認し、受講生から異論がなければ、講師はマスクを外してもよいこととする。この場合、講師と受講生の席を最低2m以上離すよう座席を配置する。

#### 5. 講習終了に当たり、会場要員は、以下の作業を実施する

- (1) 3編受講中に受講票を集める。
- (2) 受講票の「受講修了確認」欄に修了した旨の押印をする。
- (3) (2)と同時に受付時に預かった工事士免状に「講習日」を記載又は押印し、受講地が印刷された修了シールを所定の欄に貼付する。

※ 会場要員は、上記の記入・貼付が適切に行われていることを確認する。

- (4) 受講日当日に、第一種電気工事士免状を持参しなかった者がいた場合は、受講票に「修了認印」及び「免状未持参」の印を押し講習センターが修了シールを貼って返送することを説明する。その際、あらかじめ用意した免状未持参者用文書と講習センターへの送付用封筒を手交する。